

## 静岡音楽館条例の一部改正について

静岡音楽館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月14日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡音楽館条例の一部を改正する条例

静岡音楽館条例（平成15年静岡市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第16条」を「第14条第1項」に改める。

第7条を次のように改める。

（利用料金）

第7条 第5条第1項の規定による音楽館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第14条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより当該指定管理者に支払わなければならない。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条から第13条までを2条ずつ繰り上げる。

第14条中「第12条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条に次の4項を加え、同条を第14条とし、第17条から第22条までを2条ずつ繰り上げる。

- 2 市長は、指定管理者に音楽館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全額又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

- 1 ホールの利用料金の限度額

区分	利用日の曜日等	午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで
入場料等を徴収しない場合の金額	平日	36,480円	45,270円	56,610円
	土曜日等	42,780円	54,090円	66,670円
入場料等を徴収する場合の金額	1,100円以下のとき。	平日	46,530円	57,870円
	土曜日等	55,350円	70,450円	88,060円
1,100円を超え3,300円以下のとき。	平日	61,640円	79,260円	98,130円
	土曜日等	75,480円	95,610円	118,260円
3,300円を超え5,400円以下のとき。	平日	85,560円	108,200円	133,350円
	土曜日等	101,910円	128,340円	159,780円
5,400円を超えるとき。	平日	110,710円	140,910円	176,130円
	土曜日等	130,830円	166,080円	206,340円

備考

- 1 ホールの収容定員は、618人とする。
- 2 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類するものをいう。
- 3 入場料等を徴収する場合の金額の項区分の欄の金額は、入場者1人当たりの入場料等の徴収額の最高額を示す。
- 4 利用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって、無料で入場させ、又は1,100円以下の入場料等を徴収して入場させる場合の利用料金の限度額は、この表の規定にかかわらず、1,100円を超え3,300円以下の入場料等を徴収する場合の金額とする。
- 5 「土曜日等」とは、土曜日、日曜日及び休日を含む。

- 6 午前・午後利用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間利用は午後1時から午後9時30分までの時間とし、その利用料金の限度額は、各時間帯の金額の合計額とする。
- 7 全日利用は、午前9時から午後9時30分までの時間とし、その利用料金の限度額は、各時間帯の金額の合計額とする。
- 8 練習及び準備のために利用する場合の利用料金の限度額は、この表に掲げる金額の50パーセントに相当する額とする。
- 9 8の規定にかかわらず、パイプオルガンの練習のために利用するときは、利用料金は徴収しない。
- 10 利用許可時間を延長する場合の当該延長した時間に係る利用料金の限度額は、30分（30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。）につき許可時間帯（午前・午後利用及び全日利用の場合における午前9時前の利用については、午前の時間帯とし、午後・夜間利用及び全日利用の場合における午後9時30分後の利用については、夜間の時間帯とする。）の金額の15パーセントに相当する額とする。
- 11 利用料金の限度額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

## 2 講堂、リハーサル室等の利用料金の限度額

区分		面積又は収容 定員	午前	午後	夜間
			午前9時から正 午まで	午後1時から午 後4時30分まで	午後5時30分 から午後9時 30分まで
講堂		347.2㎡	16,340円	20,120円	26,410円
リハーサル室1		98.8㎡	1,870円	2,490円	3,130円
リハーサル室2		101.0㎡	1,870円	2,490円	3,130円
控 室 等	控室1	10人	740円	870円	990円
	控室2	10人	740円	870円	990円
	控室3	4人	620円	740円	870円
	応接室	5人	620円	740円	870円
	楽屋1	2人	1,230円	1,500円	1,750円
	楽屋2	2人	1,230円	1,500円	1,750円

備考

- 1 午前・午後利用、午後・夜間利用及び全日利用の場合における利用料金の限度額の計算方法については、ホールの利用料金の限度額の例による。
- 2 利用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって利用する場合又は入場料等を徴収して入場させる場合の利用料金の限度額は、この表に掲げる金額に当該額の100パーセントに相当する額を加えて得た額とする。
- 3 講堂を練習又は準備のために利用する場合及び講堂の利用許可を受けた時間を延長する場合の利用料金の限度額の計算方法については、ホールの利用料金の限度額の例による。
- 4 利用料金の限度額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

### 3 附属設備及び備品の利用料金の限度額

分類	名称	単位	金額			摘要
	種目又は品目		ホール	講堂	リハーサル室	
舞台設備	平台	1台	120円	120円		箱足類を含む。
	演台	一式	360円	360円		司会者台及び花台を含む。
	指揮台及び譜面台	1台	360円	360円		
	譜面台	1台	120円	120円	120円	
	譜面灯	1台	120円	120円		
	チェロ台	1台	360円	360円		
	椅子	1脚	120円	120円	120円	
	長机	1台	240円	240円	240円	
	ピアノ椅子 (背もたれ付)	1脚	120円	120円	120円	
	ピアノ椅子 (背もたれなし)	1脚	240円	240円	240円	
	コントラバ	1脚	120円	120円	120円	

	ス用椅子					
	金びょうぶ	1 双	1,930円			
照明 設 備	照明設備A	一式	12,570円			センターピンスポットを 含む。
	照明設備B	一式	6,270円			センターピンスポットを 含まない。
	P A R ライ ト	1 台	360円	360円		
	ベース	1 枚	120円	120円		
	スタンド	1 本	120円	120円		
	ソースフォ ー	1 台	500円			
	I T O	1 台	360円			
音 響 設 備	音響装置	一式	2,490円	1,230円		
	3 点吊マイ ク装置	一式	1,230円			
	コンデンサ ーマイク	1 本	870円	870円		
	ダイナミッ クマイク	1 本	620円	620円		
	ワイヤレス マイク	1 本	1,230円	1,230円		ハンド型
	ワイヤレス マイク	1 本	1,230円	1,230円		タイピン型
	マイクスタ ンド	1 本	120円	120円		
	録音再生機 器	1 台	620円	620円		
スピーカー	1 台	620円				
映	スクリーン	一式		620円		

像 設 備	オーバーヘッドカメラ	1台	1,230円	1,230円		
	ビデオプロジェクター	1台	1,230円	1,230円		
	録画再生機器	1台	620円	620円		
	スライド	1台	1,230円	1,230円		
	録画装置	一式	1,230円	1,230円		
楽 器	ピアノ（スタインウェイ）	1台	12,570円			調律料を含まない。
	ピアノ（ベーゼンドルファー）	1台	12,570円			調律料を含まない。
	ピアノ（国産フルコンサート）	1台		6,270円	6,270円	調律料を含まない。
	ピアノ（国産グランドピアノ）	1台			2,490円	調律料を含まない。
	パイプオルガン	1台	25,150円			練習のみの場合は半額
	電子オルガン	1台			2,490円	
	チェンバロ	1台	8,790円	8,790円	8,790円	調律料を含まない。
	マリンバ	1台	1,230円	1,230円	1,230円	
	ティンパニー	一式	1,230円	1,230円	1,230円	
	バスドラム及びスネア	一式	1,230円	1,230円	1,230円	

	ドラム					
	その他打楽器	一式	1,230円	1,230円	1,230円	
その他	テレビ中継料	1回	12,570円			
	ラジオ中継料	1回	6,270円			
	持込器具電源	1個	120円	120円	120円	
	特殊電源	一式	実費	実費	実費	

備考

- この表に掲げるもの以外の附属設備及び備品の利用料金の限度額は、類似する附属設備又は備品の金額に準じて算出した額とする。
- 利用料金は、午前、午後及び夜間の時間帯ごとに徴収する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- この条例の施行の日において指定管理者となるものは、同日前においても、この条例による改正後の静岡音楽館条例第14条第3項の規定の例により同日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。